

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い
「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金事業計画書の提出期限が延長されました！」

「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！」

「高齢者を消費者被害から守ろう！「福祉」と「消費者」両分野がコラボ！」

【介護支援専門員の皆様へ】平成 28 年度から介護支援専門員研修制度が変わります」

「訪問看護ステーションに対する補助金の申請期限延長のご案内」

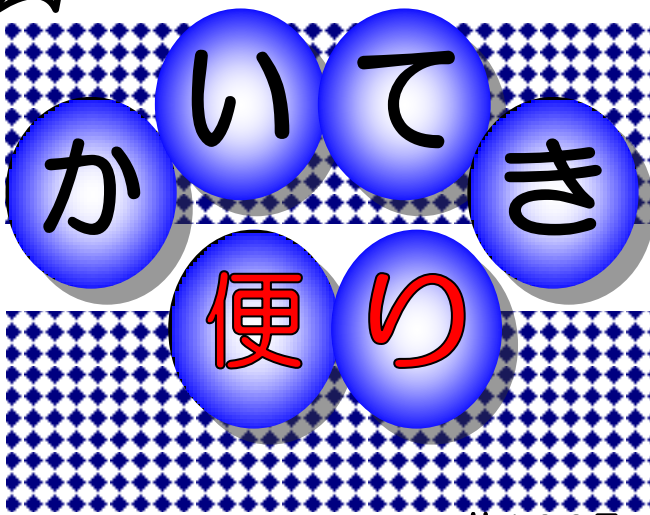
○報酬算定・運営基準

「通所介護事業所における加算を算定する際の留意事項について」

「平成 26 年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」

○最近の動向

「医療系介護サービス事業者への集団指導の実施」



平成 27 年 7 月 1 日発行 第 132 号

お知らせ

○ 「介護サービス情報の公表」に係る報告（調査票の提出）のお願い

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（利用者負担額を含む。）が 100 万円を超える既存事業所は、毎年 1 回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられております。（介護保険法第 115 条の 35）。

このたび、東京都が策定した「平成 27 年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」に基づき、指定情報公表センターより報告対象事業所へ、7 月 1 日付で「計画実施通知書」を送付いたしました。

つきましては、下記のとおり「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。今年度、訪問調査の対象となりました事業所におかれましては、調査実施についても御協力をお願いいたします。

調査票	基本情報	運営情報	事業所の特色※
既存事業所	必須	必須	任意
新規事業所	必須	—	任意

※「事業所の特色」について

平成 24 年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を、事業所の任意で公表できる枠組みが新設されました。内容については随時更新が可能ですので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】

指定情報公表センター TEL 03-3344-8630

【本制度のお問い合わせ先】

介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291

○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金事業計画書の提出期限が延長されました！

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、平成27年度から「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を新たに実施します。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の補助対象事業者となるためには、事業計画書の提出が必要となり、平成27年度事業計画書の提出期限を6月25日(木曜日)までとしておりましたが、このたび提出期限を延長しますので、本事業の活用を検討されている事業者につきましては、お早めに東京都福祉保健財団まで申請してください。

【提出期限】延長後 平成27年7月6日(月曜日)

【提出先】〒163-0718

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

【提出方法】郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/htm/110careerpath/index.html>)

【お問い合わせ・相談】公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

TEL 03-3344-8532

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習が開催されます！

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成27年度のアセッサー講習は1回限りのため、受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

【申込受付期間】平成27年7月1日(水) ~ 7月21日(火)

【受付方法】介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

(<http://careprofessional.org/careproweb/>)

【受講料】18,500円(税別)(※別途120円(税別)の取扱手数料が必要となります。)

【お問い合わせ・相談】一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

TEL 03-5402-4882

≪介護キャリア段位制度とは？≫

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

○ 高齢者を消費者被害から守ろう！「福祉」と「消費者」両分野がコラボ！

「高齢者見守り人材向け出前講座」受講者 募集中！！

高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

年々、高齢者の消費者被害が深刻化しています。高齢者を悪質商法の被害から守るため、**高齢者を見守る方々のお力が必要です。**

そこで、都では地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生・児童委員などの方々を対象に、出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、医療機関、配送事業者、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>高齢者見守り人材向け出前講座
(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

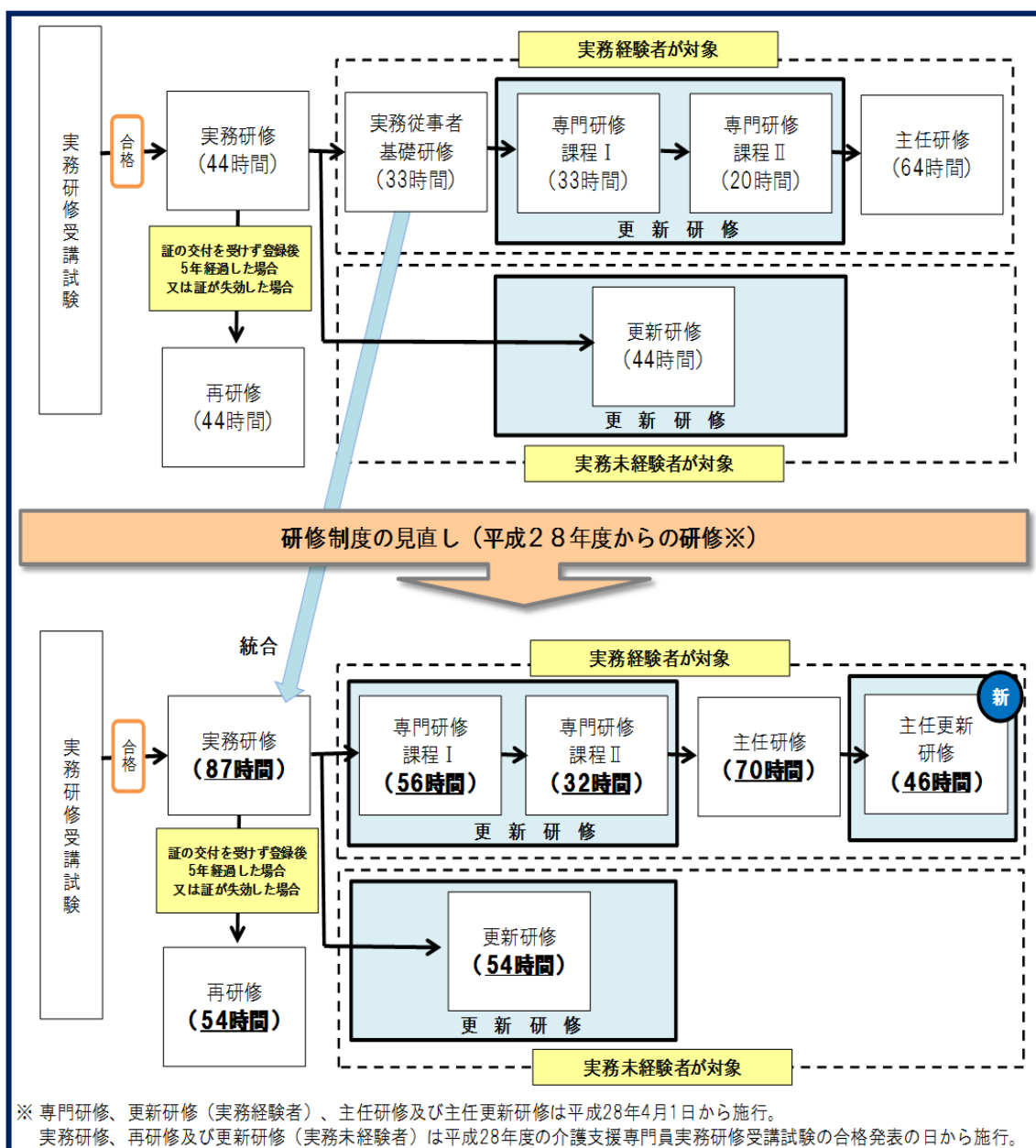
○【介護支援専門員の皆様へ】

平成28年度から介護支援専門員研修制度が変わります

【見直しのポイント】

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成
⇒研修内容及び研修時間の拡充
- 介護支援専門員実務研修を充実するため、介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。

平成28年度から研修の開催時期や開催回数等が変更になる可能性があります。
更新研修（現任の方は専門研修）は計画的に受講してください。



【お問い合わせ先】 介護保険課 ケアマネ支援担当 TEL03-5320-4279

○ 訪問看護ステーションに対する補助金の申請期限延長のご案内

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションに対し、さまざまな支援を行っております。

平成27年度の補助金事業は下記のとおり4事業実施しておりますが、このうち、「訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業」につきまして、申請期限を平成27年7月31日（金曜日）まで延長いたしました。申請要件等の詳細につきましては、下記の東京都のホームページにてご確認ください。

なお、他の補助金の申請受付や、訪問看護ステーションに対する都の研修事業のご案内などについても、下記ホームページに掲載しますので、随時ご確認ください。

【平成27年度実施補助事業】

- ① 訪問看護ステーションにおける認定看護師資格取得支援事業（訪問看護分野の教育課程授業料など）
- ② 訪問看護師勤務環境向上事業（研修参加時の代替職員の確保にかかる経費）
- ③ 訪問看護師定着推進事業（産休・育休・介休時の代替職員の雇用にかかる経費）
※訪問看護師定着推進事業の申請は随時受け付けております
- ④ 福祉人材の確保・定着モデル事業（新規事務職員の雇用にかかる経費）

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 高齢者 > 介護保険 > 訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

報酬算定・運営基準

○ 通所介護事業所における加算を算定する際の留意事項について

今般の平成27年度介護報酬の改定に伴い、中重度者ケア体制加算と口腔機能向上加算を同時に算定する場合の取扱いについて厚生労働省振興課に確認したところ、中重度者ケア体制加算を算定するための看護職員とは別に、口腔機能向上加算を算定するための看護職員等の配置が必要である旨の回答を得ました。この内容については、平成27年6月15日付け東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長名事務連絡によりお知らせしております。

当該事務連絡については、下記「東京都介護サービス情報」に掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 → 東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等
>7 通所介護・介護予防通所介護
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ 平成26年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください

平成26年度に加算の算定をした全ての法人（事業者）について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成27年7月31日（金曜日）となっております。実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者＞介護保険＞介護職員処遇改善加算について
＞平成26年度実績報告について（介護職員処遇改善加算）
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/houkokukasan.html>)

【処遇改善加算お問い合わせ専用電話】
介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343（直通）
※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

最近の動向

○ 医療系介護サービス事業者への集団指導の実施

福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月19日（火曜日）、25日（月曜日）、27日（水曜日）、6月1日（月曜日）、2日（火曜日）の5日間にわたり、都庁大会議場等において、指定訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の各医療系の介護サービス事業者に対しまして講習会形式で集団指導を実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、介護保険制度の下で適切なサービス提供を行っていただくために、これまでの実地指導等で見られた不適切な事例などを踏まえた制度運営上の留意事項や介護報酬の算定事務に関する事項など、日常実務に直結した内容を説明し、事業者の方に理解を深めていただくことを目的として実施しております。

今年度は5日間で延べ1,108事業者（出席率約94%）と多くの事業者の方に参加いただきました。なお集団指導資料を以下のホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→福祉保健の基盤づくり＞事業者の方へ＞集団指導資料＞集団指導資料（介護保険法関係）
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/shudan/shudan.html>)